

令和3年3月18日

千葉県理容業生活衛生同業組合中央支部

支部長 竹之内 利雄 様

千葉市新型コロナウイルス感染症
対策本部長 鈴木 達也

緊急事態宣言の影響緩和に係る国の一時支援金について（ご案内）

日頃から市政に対して、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、大変厳しい経営環境と存じ上げており、本市としましては、各種支援策を活用できるよう、事業者向け臨時相談窓口を開設するなど、きめ細かな支援を展開しております。

このたび、本年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響を受け、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様への「緊急事態宣言の影響緩和に係る国の一時支援金」の申請受付が開始されました。ご案内チラシを同封しておりますので、団体内でご周知いただけると幸いです。

引き続き、事業者向け臨時相談窓口では、社会保険労務士と市職員による各種相談などのサポートを行っておりますので、是非ご利用ください。

この難局を一致団結して乗り越えたく、皆様方のご理解・ご協力をお願い申し上げます。